

令和 8 年度第 2 回三田市地域公共交通活性化協議会 (書面による開催)

1. 協議事項

- (1) 地域公共交通計画(地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統確保維持計画)の認定申請について

協議資料：協議資料-1

(添付資料)

- ・ 地域公共交通計画(地域間幹線系統)
- ・ 地域公共交通計画(地域内フィーダー系統)

参考資料：地域公共交通確保維持事業(国土交通省資料)

協議事項-1	地域公共交通計画（地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定申請について		
事業者名	三田市		
担当者	－	添付資料	有
【概要】 1. 経緯 令和 9 年度の地域公共交通確保維持改善事業の地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統補助を活用するため、対象路線認定に向けた地域公共交通計画（地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定申請について協議する。 各系統の運送状況を含む地域公共交通計画は添付資料のとおり。 地域間幹線系統は、市と市外間を連絡する幹線交通は買い物・通学・通勤など多様な目的での移動を担いながら支線交通等と連携するものであり、交通ネットワークにおいて重要な路線となっている。 また、地域内フィーダー系統は、市域北部エリアを運行する路線の中でも通勤・通学利用が多く、鉄道への接続や学校生活にあわせた重要な路線となっている。 ともに、公共交通として取り巻く環境は厳しく、人口減少や自家用車依存に起因するバス利用者の減少や運転手不足などにより、十分なサービスレベルを維持した運行継続がますます厳しくなる状況にある。 持続可能な公共交通ネットワークの確立・維持に向け、国による事業を活用するため、本協議が調い次第、各系統に係る地域公共交通計画の申請を行う。 2. 地域間幹線系統 三田駅～市立図書館前～みなぎ台 3. 地域内フィーダー系統（6 系統） (1) 三田市民病院～三田駅北口～乙原バレイ (2) 三田駅北口～乙原バレイ (3) 市役所前～三田駅北口～乙原バレイ (4) 三田市民病院～福祉保健センター～小柿 (5) 三田駅北口～小柿 (6) 市役所前～三田駅北口～小柿 4. 対象期間 令和8年10月1日から令和9年9月30日まで 5. その他 本議案が三田市地域公共交通活性化協議会において承認された後の軽微な変更は、事務局に一任していただきますようお願いいたします。			